

令和 8 年度相談支援事業関連補助制度のお知らせ

高槻市福祉相談支援課

この事業は、高槻市における相談支援体制の充実に向け、障がい福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増員及び特定相談支援事業所の増設を目的として、相談支援専門員を増員もしくは特定相談支援事業所を開設しようとする法人に対し、必要な経費を補助する事業です。

◆ 相談支援従事者研修補助金（予定交付件数に達し次第、終了となります）

（１）対象研修

大阪府相談支援従事者初任者研修（７日課程） ＊年４回の研修が開催予定

（２）対象者（以下の条件のいずれかを満たす法人）

- ・高槻市内で、現に計画相談支援を実施している法人であって、受講後は速やかに相談支援専門員として従事させ、かつ翌年度以降も継続して従事させる予定の従業者に上記(1)の研修を受講させる者。
- ・高槻市内において、令和８年度中に特定相談支援事業所を開設しようとする者

（３）補助額

受講費全額（交通費及び資料代等は除く）

（４）留意事項

- ・原則として補助対象は当該年度において **１法人につき２名**を限度
- ・本補助金は相談支援事業所の相談支援専門員の増員を目指すものであるため、従事する相談支援専門員数が増員とならない場合（※人事異動に係る人員補充等）は本補助金の**対象外**。

◆ 高槻市特定相談支援事業所開設経費等補助金（予定交付件数に達し次第、終了となります）

● 特定相談支援事業所の新規開設準備に係る経費

（１）対象者

高槻市内において、新規で特定相談支援事業所を開設する法人

（２）補助額

１事業所あたり **50 万円**(上限額)

＊ 交付決定から指定日の前日。ただし同一会計年度内かつ指定日の前日から前６月以内とする。

（３）補助対象経費

特定相談支援事業所を新規で開設するにあたり必要な経費（人件費除く）

例：事務所開設礼金、内装工事費(指定を受けるに必要な工事)、従事者募集広告費、その他備品 等

● 特定相談支援事業所の新規開設後の運営に係る経費

（１）対象者

高槻市内において、令和８年度中に特定相談支援事業所を開設し、運営する法人

（２）補助額

１事業所あたり **150 万円/年度**(上限額)

＊ 事業者の指定を受けた日の属する年度とその翌年度

（３）補助対象経費

特定相談支援事業所の運営にあたり必要な管理経費（人件費除く）

例：事務所家賃、インターネット回線使用料、コピー機リース料 等

これらの補助事業に係るその他要件等の詳細については、福祉相談支援課へお問い合わせください。
TEL 072-674-7171